

健康福祉部 薬務課

審
查
基
準

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の書換え交付は、毒物及び劇物取締法施行令第35条に基づき審査し、適合している場合に登録票又は許可証の書換え交付を行う。

- 1 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の記載事項に変更を生じたときには、登録票又は許可証の書換え交付を申請することができる。
- 2 書換え交付の申請は、申請書に登録票又は許可証を添えて、県知事に提出することによって行うものとする。

受付
機関

藥 務 課

処理
機関

藥 務 課

交付
機関

藥 務 課

標準処理期間

30 目

目次

標準經由期間

日

NO

1 5